

## ボランティア活動推進助成事業について

### 【令和5年度実施内容】

周知…社協広報誌「キャッチボール」冬号及びホームページにて募集

募集締切…4月28日(金)

審査会…5～6月頃予定

交付月…審査会終了後すぐ

### 【予算の区分及び使用例】

基本的には自分たちのために使用される費用は助成の対象とならないため、予算書には詳しく書いてください。なお受付の後、内容確認のためにお電話をさせて頂くことがあります。

区分	内容	備考
需用費	活動に伴う消耗品費 (事務用品代、用紙代等)	備品の購入については内容を精査し場合によっては減額の可能性あり。 学校に関しては花いっぱい運動(校内のみでの活動)など、学校の予算で実施できるものについては不可。
	活動時の食糧費 (イベント時のふるまい用食材費等)	活動反省会等の経費や自分のための食糧費は不可。 (鉢盛、酒、弁当、その他食材費等)
	活動チラシ等の印刷費	
	活動時の燃料費 (草刈機の燃料費など)	自分の移動のためのガソリン代等は不可。
報償費	講師謝礼 (講師に対する宿泊費、交通費も含む)	助成の対象として見られるものに限り合計2万円までとする。 (他は自己負担)
旅費交通費	利用者及び生徒、児童の移動費用	高額の場合は減額の可能性あり。自分たちの移動のための交通費は不可。
通信運搬費	切手代、ハガキ代等	電話代は不可。
保険料	参加者を対象としたイベント保険等	自分のための保険は不可。
賃借料	運搬車両、備品等の借上料及び活動における会場使用料(または冷暖房代等)	運搬車両の借上料は物品等の運搬に必要なものに限り1台当たり5,000円までとする。 会場使用料については運営委員会の中で助成金額を決定する。また、自分の研修、披露、活動発表のための会場使用は不可。

※申請団体が多い場合は事務局で一定の基準を設け、減額させて頂く場合もございます。

ご不明な点はお問い合わせください。 山鹿市社会福祉協議会 TEL43-1134